平成２５年（フ）第４５９号
熊本市西区島崎６丁目４番12号　島崎ジャストハウス305号、前住所熊本市南区八分字町257番地２　Ｍマンシヨン八分字301
債務者　今村　悦子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６５号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目44―10、住民票上の住所熊本県菊池市大平172番地１
債務者　中村紗由美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４４５号
大阪市北区松ケ枝町７番４号　アケノベビル501号室
債務者　松原　大貴
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７０２号
大阪府東大阪市菱屋西３丁目１番18号菱屋西ハウス301
債務者　山本　主税
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８０７号
大阪府寝屋川市木田元宮２丁目９番２号
債務者　鈴木　　均
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９６８号
大阪府箕面市船場西２丁目22番24―307号
債務者　川中　栄実（旧姓今須）
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３５６号
大阪市生野区中川２丁目18番６号
債務者　金田　由美
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４０４号
大阪府豊中市西緑丘１丁目７番１―103号
債務者　須山　竜一
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４６６号
大阪市西成区岸里東１丁目８番15号　ラビッツコート岸里405号
債務者　寺本　勝志
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４８４号
大阪市西淀川区佃３丁目19番91号　井上文化
債務者　久保　広幸
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８０５３号
東京都江戸川区東葛西９丁目20―３―202
債務者　鹿野　里美
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０６１号
千葉県市川市田尻４丁目15―22―101
債務者　徳永　龍一
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０９７号
神奈川県川崎市宮前区有馬４丁目８―６―204
債務者　青島　奈美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１３５号
東京都板橋区成増３丁目16―９―107
債務者　岡本　美保
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１３６号
東京都目黒区柿の木坂２丁目９―20　堀越方101
債務者　雨宮　則行
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１３７号
東京都葛飾区新小岩３丁目20―１―101
債務者　荘司　笑子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部